

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

○ 岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則

【規則】

（県例規集登載）

建築指導課

○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

【告示】

（県例規集登載）

環境管理課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

【公告】

指導監査課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

〃

経営支援課

○ 土地収用法に基づく立入りの許可

〃

監理課

○ 公共測量の測量期間の変更

〃

都市計画課

○ 都市計画の変更案の縦覧

〃

警察本部会計課

○ 落札者等の決定

【公安委員会】

〃

○ 指定講習機関の指定の一部改正

〃

運転免許課

○ 運転免許取得者等教育の認定の一部改正

【正誤】

〃

○ 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の正誤

【正誤】

（県例規集登載）

教育委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第六十八号

岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則等の一部を改正する規則
(岡山県事務処理規則の一部改正)

第一条 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三建築指導課の部1の項5(41)中「第137条の12第6項、第7項」を「第137条の12第2項、第12項」に改める。

(岡山県建築基準法施行細則の一部改正)

第二条 岡山県建築基準法施行細則(昭和四十八年岡山県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「第三百三十七条の十二第六項若しくは第七項」を「第三百三十七条の十二第十一項若しくは第十二項」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第三条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年岡山県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三十二の項中「第三百三十七条の十二第六項」を「第三百三十七条の十二第十一項」に改め、同項(84)(83)中「第三百三十七条の十二第七項」を「第三百三十七条の十二第十二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百八十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化庁環境管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

玉野市胸上字高山東四八一番一の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、令和七年八月十九日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第四百八十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年十月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

一路 福祉用具レンタル・販売事業所

2 所在地

瀬戸内市邑久町百田三番地五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社一路

2 所在地

瀬戸内市邑久町百田三番地五

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年十月十七日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一一三七

五 サービスの種類

福祉用具貸与

介護予防福祉用具貸与

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

〔四七八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山ネオポリスショッピングセンター
所在地 赤磐市桜が丘東五丁目五―二七九

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大和ハウス工業株式会社
住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号
代表者の氏名 代表取締役社長 大友 浩嗣

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

名称 大和ハウス工業株式会社
住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号
代表者の氏名 代表取締役 芳井 敬一

(変更後)

名称 大和ハウス工業株式会社
住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号
代表者の氏名 代表取締役社長 大友 浩嗣

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前)

ア 名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号
代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

イ 名称 ゴダイ株式会社

住所 兵庫県加古川市野口町野口一六〇番地の六
代表者の氏名 代表取締役 浦上 晃之

ウ 未定

(変更後)

ア 名称 株式会社フジ
住所 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号
代表者の氏名 代表取締役 山口 晋

イ 名称 ゴダイ株式会社

住所 兵庫県姫路市綿町一〇四番地スクエアビル二階
代表者の氏名 代表取締役 浦上 卓也

ウ 名称 株式会社セリア

住所 岐阜県大垣市外濑二丁目三八番地
代表者の氏名 代表取締役 河合 映治

- 4 変更年月日
平成二十四年十二月十七日ほか
- 二 届出年月日
令和七年十月十日
- 三 縦覧の期間及び場所
- 1 縦覧の期間
令和七年十月二十四日から令和八年二月二十四日まで
- 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び同課ホームページ

〔四七九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山ネオポリスショッピングセンター

所在地 赤磐市桜が丘東五丁目五―二七九

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大和ハウス工業株式会社

住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号

代表者の氏名 代表取締役社長 大友 浩嗣

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐輪場の位置

(変更前)

届出書添付図三―一に記載のとおり

(変更後)

届出書添付図三―二に記載のとおり

(2) 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前)

届出書添付図三―一に記載のとおり

(変更後)

届出書添付図三―二に記載のとおり

4 変更年月日

令和七年十一月十八日

二 届出年月日

令和七年十月十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年十月二十四日から令和八年二月二十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ

〔四八〇〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

令和七年十月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 起業者の名称 中国電力ネットワーク株式会社
二 事業の種類 六十六kV特別高圧架空送電線路 下阿知線N〇・七経年鉄塔建替

工事

三 立入りの目的 調査及び測量

四 立入りの期間 令和七年十月二十四日から令和八年三月三十一日まで

五 立ち入ろうとする土地の区域

岡山県瀬戸内市邑久町向山字亀田、字岩之端、字西亀田

令和7年10月24日 岡山県公報 第12747号

〔四八一〕備中県民局長から令和7年八月五日付け公布岡山県公告（公共測量の実施）
において公示した公共測量の測量期間を次のとおり変更した旨の通知があった。

令和7年十月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

変更前

令和7年八月一日から同年十月七日まで

変更後

令和7年八月一日から同年十二月二十六日まで

〔四八二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画区域区分を変更するため、当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該案については、縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出することができる。

令和七年十月二十四日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

都窪郡早島町の一部

三 都市計画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課及び早島町都市整備部建設課

四 縦覧期間

令和七年十一月四日から同月十八日まで

〔四八三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和七年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 借入件名及び数量
岡山県運転免許センター中央監視装置更新に係る賃貸借 一式
- 二 借入期間
令和八年三月一日から令和十五年二月二十八日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部交通部運転免許課
岡山市北区御津中山四四四番地三
- 四 落札者を決定した日
令和七年十月二日
- 五 落札者の名称及び所在地
NX・TCリース&ファイナンス株式会社岡山営業所
岡山市北区錦町一番一
- 六 落札金額
一月当たり七五〇、六四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六八、二四〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和七年八月一日

◎岡山県公安委員会告示第四百十六号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十四日

岡山県公安委員会

本則の表二の項及び六の項中 「岡山市中区清水四一八番地」 を 「東京都豊島区南大塚三丁目四六番三号」 に改め、同表十七の項中 「東京都豊島区東池袋三丁目四番三号」 を 「東京都豊島区南大塚三丁目四六番三号」 に改める。

◎岡山県公安委員会告示第四百十七号

令和四年岡山県公安委員会告示第三百三十八号（運転免許取得者等教育の認定）の一部を次のように改正する。

令和七年十月二十四日

岡山県公安委員会

本則の表二の項及び六の項中 「岡山市中区清水四一八番地」 を 「東京都豊島区南大塚三丁目四六番三号」 に改め、同表十三の項中 「東京都豊島区南池袋四丁目六番四号」 を 「東京都豊島区南大塚三丁目四六番三号」 に改める。

〔三二〕 令和元年十二月十三日付け公布教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（岡山県教育委員会規則第十二号）に誤りがあった。

一・八	頁・行
「百二条	誤
「第百二条	正